

第2回国民健康保険システム標準化検討会  
議事概要

【日時】令和7年8月19日（火） 10:30～11:30

【場所】オンライン開催（Zoom）により実施

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

高橋 恭平 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任（欠席）

丸 圭介 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 保険係長

佐々木 謙 宇都宮市保健福祉部保険年金課 課長補佐

宮脇 正治 中野区区民部保険医療課長

河津 好計 都城市健康部保険年金課 課長（欠席）

（構成員（ベンダ））

松本 誠也 株式会社 RKKCS 第2システム本部 保険福祉システム部門  
国保グループ グループ長

渡邊 毅 株式会社 TKC 国民健康保険システム技術部 技術部長

小林 大士 株式会社電算 ソリューション2部

石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー  
エリア・アカウントビジネス事業部 エリアビジネス部 次長

石井 良介 行政システム九州株式会社 国保標準化移行推進部 部長

岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部  
政策・事業戦略グループ シニアプロフェッショナル

広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当

高見 幸司 富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部  
住民情報サービス事業部 マネージャー

（オブザーバー）

米田 圭吾 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

津田 直彦 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

|       |                                                    |
|-------|----------------------------------------------------|
| 池端 桃子 | デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム<br>基盤チーム 地方業務標準化エキスパート |
| 門田 大悟 | デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム<br>基盤チーム 統括官付参事官付主査    |
| 稲垣 嘉一 | 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐                             |
| 加藤 秀和 | 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐                             |
| 唐木 啓介 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 課長                                 |
| 舘野 靖史 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐                               |
| 伊藤 麻祐 | 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係長                              |
| 久保田 裕 | 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係                               |
| 菊地 貴文 | 厚生労働省保険局国民健康保険課                                    |
| 島添 悟亨 | 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐                            |
| 飯野 一浩 | 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐                            |
| 吉本 明平 | 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長                          |

#### 【次第】

1. 開会
2. 国保課挨拶
3. 座長挨拶
4. 第2回検討会事前説明
5. 第2回検討会
6. 事務局からの連絡事項について
7. 質疑応答
8. 閉会

#### 【配布資料】

- ・会議次第
- ・出席者名簿\_第2回検討会
- ・【資料 No. 1】検討会（第2回）の進め方\_国民健康保険
- ・【資料 No. 2】国民健康保険システム標準化\_標準仕様書【第1.5版】公開に向けた対応について
- ・【資料 No. 3】標準仕様書【第1.5版】（案）
- ・【資料 No. 4】検討・課題事項一覧\_国保
- ・【資料 No. 5】今後の予定について
- ・【別添①】ご意見一覧
- ・構成員意見一覧（令和7年度第2回合同WT）

## 【ご意見概要】

<資料 No.2 P.16～19 納付書レイアウトに関する追加見直しについて>

●カク公とマル公で、標準仕様書の記載内容が異なることに違和感がある。マル公は既に標準仕様を示していたため様式も含め、運用されている市町村があるからということだと思うが、それであればカク公も同じ位置付けになるため、カク公とマル公の位置が異なるのに少し違和感がある。P.16 の方針のまた書きのところで「標準仕様書における納付書レイアウトは参考様式の位置付けで示しているものであることから」というこの一文を、例えば標準仕様書の備考欄に書くなり、介護と同じように税と合わせるなり、その方が市町村全体としてはテストも含めて業務負担が減る。そういったことをこの方針のわかりやすいところに書いておくとよいと思った。(ベンダ構成員)

→まず領収証書欄の納付者氏名欄の位置がカク公とマル公で異なることについては事務局側でも色々と議論した。マル公はもともと規制していること、既に準備してもらっていることも関係し上段に設定した。カク公は税の標準仕様書に合わせ中段に設定した状況。それらを踏まえたその参考様式であることの位置付けについては、「【資料 No.3】標準仕様書【第1.5版】(案)」の本紙P.38「(2) 帳票様式の留意事項について」の2段落目に記載をしており、こちらを確認いただければと思う。(事務局)

→書かれていれば問題ないかと思う。この記載は以前からあり、今回カク公に様式を追加しなくとも、標準仕様書上は問題なかったということではよろしいか。あくまでも参考を追加する意味合いで、今回は改定するという意味合いでよいか。(ベンダ構成員)

→おっしゃる通り以前から記載をしており、参考様式としても示している。その部分について市町村判断で追加するのは問題なかった。改めて意見を踏まえ、レイアウトとして参考値を示す。(事務局)

<資料 No.2 P.9 ご意見への対応方針(分類結果)>

●賦課管理で7件、収納管理で14件、帳票レイアウト見送りと書いてあり、収納管理は23件修正しているが、賦課管理は修正事項が少ない。対応の見送り件数が賦課管理は多いが、P.10の「【ご意見一覧のイメージ】」黄色枠に「使用頻度が少ないことが想定される」等、対応見送りする理由が記載されており、記載のように対応を見送っても大丈夫な状況と判断出来ると理解してよい。(構成員)

→ご意見の通り、今回見送りをした賦課管理機能は107件と大変多い状況。これについて

は 1 件ずつ意見の内容を確認したところ、今回議論として整理した部分ではない意見もあり、そういった意味で件数としては多くなっている状況。ただこれらについては改めて意見の内容を確認し、他の機能等を踏まえて代替ができるもの、すでに過去の検討会等を踏まえて今回の対応は見送ると判断をした上で整理をしたという状況である。(事務局)

→それぞれの意見を酌み取って、これについては見送ってもいいという妥当な判断に繋がっているとのことである。この件は疑義が晴れたと思う。(構成員)

→意見については、全件必ず事務局で目を通させてもらっている。標準仕様書を確認するタイミングが市町村ごと異なっているところもあり、過去に議論した内容が当該市町村においてはこのタイミングで出てきたり、今まさにゆうちよの調整をしているからということで過去の議論が終わっているものがまた出てきている。ご懸念の問い合わせ件数が多いにも関わらず取り込みは 2 件でことについては、同一の意見に対して複数帳票で同じ項目を使用しているものの全ての帳票に数十件単位で意見をお送りいただいたものが含まれている。検討会の構成員の皆様にお配りした事務局側で回答を作成している一覧でも確認いただけるが、既に議論済みであるものや、賦課の場合は帳票数が多いところに同一意見を複数いただいております。意見の数としては 107 件あるが、意見の内容としては圧縮されるということをご了承いただければと思う。(事務局)

→意見ではなく、要望。資料 No. 4 の未着手と書いてあるなお書きのところについて。1.6 版で子ども・子育て支援金の対応にかかる実装必須機能について見直しを行うと記載があり、1.6 版でこの見直しが反映された結果が出てくるのではと思う。各ベンダも年度末に向けて非常にタイトなスケジュールで運営をしていくことになると思うが、現場においても仕様書の更改を待ち、それに対する対応をしっかりとやっていかなければと思っている。4 月に開始する制度のため、1.6 版(案)の更改までの準備をしっかりとベンダも含めお願いしたい。(構成員)

→1.6 版で予定している内容については前回の合同 WT の方では提示させてもらった。子ども・子育て支援金に関する対応については、法令上の施行日が令和 8 年 4 月という形で設定されている一方、当初賦課に関しては、6 月や 7 月開始といった実際の施行日以降にシステムの適用を行う団体がいるのが実態。現在、法律の施行日を適用基準日という形で設定をしているため、例えば 7 月に当初賦課を行う団体においては、4 月 1 日時点で当該機能を持っておらずとも制度の運用上問題なく、市町村の実態に合わせた適合基準日を設定できるよう十分な準備期間を図っている。その点を踏まえ、1.6 版で機能内容に変更を加えるつもりはないが、適合のタイミングを可能な限り市町村の実態に即した形で対応したい。この点は次回の改版で合わせて想定をしており、オプションになるかは未定だが新制度におい

ては現行運用していない機能を後追いで追加していくため、令和 8 年度以降に施行される各種新制度については、今後の議論においてこうした対応を必ずセットで実施してもらう予定。その皮切りが 8 年 4 月に施行される子ども・子育て支援金であり、下期に向け丁寧な検討をさせてもらう。(事務局)

→国から標準仕様書の帳票レイアウトとゆうちょ銀行が定める基準等の整合性の確保に関わる考え方についての事務連絡が地方公共団体に発出されたが、国民健康保険だけ標準仕様書の記載に関わる補足事項が書いてあった。それが 1.4 版に対する補足事項だったと思うが、1.5 版のドキュメントで補足事項の部分が取り入れられているか確認いただきたい。(ベンダ構成員)

→8 月 4 日にデジタル庁と総務省の連名の通知事務連絡が発出されていることは承知している。帳票に関しては各制度においても、プレ印字項目のカク公マル公等の審査を自治体で実施する中で、標準仕様書で示しているものではなかなか審査が通らないといった、国保に対してもそういった意見をいただいた。この状況については、他制度でも同様の状況があるが、国保のみ必要に応じてシステム印字項目に影響が少ないプレ印字項目を修正しての使用も可能というプレ印字項目の補足があった部分になる。この補足事項は総務省・デジタル庁・厚生労働省の各課とも調整をしているところである。この補足事項や標準仕様書の本紙の考え方に意見照会をいただいた中で、プレ印字項目に対する言及については個別の照会において回答していたことも踏まえ、国保課で追加の意見を出されたと承知している。そのため、本紙に記載している内容を事務連絡の中で国保課からの補足説明事項として追記した部分と考えており、本紙への反映については行っていない。国保だけ記載があったのは質問が多い部分だったため、国保課で追記されたものと承知をしている。(事務局)

→説明された通りだと承知をしているが、事務連絡に 1.4 版等の版数が載っているため取り扱いに迷った。1.4 版では記載が足りないため事務連絡に記載をして、1.5 版になると文面が本紙にあるため、事務連絡としてはそこでもう見る必要はないという解釈をしていた。(ベンダ構成員)

以上